

衆議院 議院 運 營 委 員 会 議 録 第 三 十 三 号

令和三年五月七日(金曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 高木 毅君

理事 御法川信英君 理事 盛山 正仁君

理事 松本 洋平君 理事 井上 貴博君

理事 福田 達夫君 理事 井野 俊郎君

理事 小川 淳也君 理事 青柳陽一郎君

理事 佐藤 英道君

武部 新君 根本 幸典君

藤丸 敏君 泉 健太君

武内 則男君 塩川 鉄也君

遠藤 敬君 浅野 哲君

議長

副議長 大島 理森君

国務大臣 赤松 広隆君

事務総長 西村 康稔君

岡田 憲治君

委員の異動

五月七日 補欠選任

辞任 武内 則男君 泉 健太君

同日 補欠選任

辞任 泉 健太君 補欠選任

同日 武内 則男君

本日

の会議に付した案件

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びま

ん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更の

事前報告に関する件

○高木委員長 これより会議を開きます。

この際、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣

言及びまん延防止等重点措置の期間延長及び区域

変更について、西村国務大臣から事前報告を聴取

いたしました。西村国務大臣。

○西村国務大臣 各党の皆様におかれましては、

政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を

賜り、御礼申し上げます。

新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に

基づき、四月二十五日から五月十一日までを期間

として、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県を対

象に、緊急事態宣言を発出いたしました。大阪府

や東京都の人流は、夜間のみならず昼間において

も大きく減少しています。国民や事業者の皆様は、

大変御協力をいただき、感謝申し上げます。

一方で、新規陽性者数はステージ4の水準をい

まだ大きく超えており、医療提供体制も厳しい状

況が続いていることから、新規陽性者数の減少傾

向を確実なものとし、医療提供体制の負荷を軽減

する必要があります。

また、愛知県、福岡県については、多くの指標

でステージ4相当であり、変異株の割合が高い水

準にあり、病床の状況も極めて厳しいことから、

緊急事態措置を実施すべき区域に追加する必要が

あります。

このような状況を踏まえ、本日、基本的対処方

針分科会を開催し、五月十二日以降、緊急事態措

置を実施すべき区域として、東京都、京都府、大

阪府及び兵庫県に、愛知県及び福岡県を加えると

ともに、緊急事態措置を実施すべき期間を五月三

十一日まで延長することについて、御了解をいた

だいたところであります。これを受け、この後、

政府対策本部を開催し、これらについて決定した

いと考えております。

緊急事態措置を実施すべき区域におけるこれま

での措置については、大型連休中は、例年、人々

の活動、移動が活発になる時期であり、感染拡大

を抑えるため、そうした人流を抑制するとの観点

から、集中的に厳しい人流抑制策を取ったところ

ですが、今回、大型連休を終えて、人々が通常の

生活パターンに戻る中、引き続き、人と人の接

触を減らすための徹底した対策を講じていくもの

であります。

具体的には、事業者に対し、テレワーク、休暇

取得の促進等により、出勤者数の七割減を目指す

こと、要請を行うとともに、緊急事態措置を実施

すべき区域においては、飲食店に対する二十時ま

での営業時間短縮要請や、酒類又はカラオケ設備

を提供する飲食店等に対する休業要請を継続する

とともに、新たに、利用者による酒類の店内持込

みを認めている飲食店に対する休業要請を行うこ

といたしました。イベントについては、人数上限

五千人かつ収容率五〇%を適用しつつ開催を二十

一時までとし、千平方メートルを超える大型店舗

については、二十時までの営業時間短縮要請を行

うことといたします。

なお、東京都や大阪府など、感染状況を踏ま

え、都府県知事の判断でこれまでの取組が行える

こととしており、国としても、しっかりと支援し、

連携して取り組んでいきます。

また、本日の分科会においては、併せて、五月

九日から五月三十一日までを期間として、蔓延防

止等重点措置を実施すべき区域に北海道、岐阜県

及び三重県を加え、五月十二日以降については宮

城県を除外する変更を行うとともに、埼玉県、千

葉県、神奈川県、愛媛県及び沖縄県について、蔓

延防止等重点措置を実施すべき期間を五月三十一

日まで延長することについて、御了解をいただき

ました。これらについても、政府対策本部におい

て決定したいと考えております。

北海道、岐阜県、三重県については、幾つかの

指標でステージ3又は4相当であり、特定の区域

で感染の拡大が見られるとともに、感染が道県全

体に拡大するおそれがあることから、蔓延防止等

重点措置を機動的に活用し、感染拡大を防止する

必要があります。本日の分科会で、北海道につい

て、緊急事態宣言にすべきという議論がありまし

たが、札幌市に感染拡大が集中していること、緊

急事態措置と同等の厳しい措置を講じていただく

ことを説明し、最終的には原案どおり了解されま

した。

なお、茨城県、石川県、徳島県から、蔓延防止

等重点措置の適用について要請がありました。が、

茨城県については、新規陽性者数がステージ3相

当を下回る水準であり、直近の伸び率も鈍化して

いること、石川県については、病床使用率は高い

ものの、基本的に新規陽性者を自宅やホテルでは

なく入院をさせているためであり、入院率の水準

は高く、医療提供体制は確保されていること、徳

島県については、感染拡大のペースは鈍化してお

り、新規陽性者数の増加はクラスターの発生が主

要因であることから、引き続き、県とともに感染

状況の分析を進めてまいります。これらの県にお

けるこれまでの取組に敬意を表したいと思いま

す。

また、同分科会では、高齢者に対するワクチン

接種を早急に進めるべき、変異株に対する警戒を

強めるべき、抗原簡易キットを活用して戦略的に

検査を行うべきといった意見が示されました。こ

うした議論も踏まえ、感染拡大防止に努めてまい

ります。

国民や事業者の皆様には、様々な御負担をおか

けておりますが、引き続きの御協力をよろしく

お願いいたします。

国民の皆様への命と健康を守ることを第一に、都

道府県と緊密に連携しながら、感染拡大の防止に

向けた取組を徹底してまいります。各党の皆様

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

最後に、人流を抑制するという事で、自治体も国も一緒になってやっておりますが、人流を抑制するために、一番大変な、観光業とか、交通とか、バスとかタクシーさんとかありますけれども、そこに対するサポート、リース代とかも大変だとかいって、本当に、もうもたないよ、もう限界だという声が聞こえますけれども、それに対するサポートというのはお考えにならないですか。例えばリース代とか。

○西村国務大臣 御指摘のように、大変、観光事業者、あるいは交通関係の事業者の皆さん、多くの皆さんが厳しい状況にあるんですけれども、特に、この大型連休、本来なら多くのお客さんを迎え入れたいところが、残念ながらできなかった皆さん方はたくさんおられると思います。感染レベルが非常に低いところは、ステージ2以下であれば、県民が県内を旅行する、これを支援する枠組み、三千三百億円用意をしております、既に十一の県において決定をしているところでございます。

また、宿泊事業者がこれまで取ってきた感染防止対策、サーモグラフィを入れたり、アクリル板を入れたり、様々な、いろいろな対策を取られていますけれども、そうした費用を総額一千億円で支援していくこととしております。

あわせて、比較的大規模な事業者が多いものですから、そうした方々には、いわゆる資本性のローン、長期の資本として扱われるローンとか出資とか、こういったことを含めて十二兆円の規模を用意しております、私の担当しております地域経済活性化支援機構、REVICも、既に九州の交通機関への出資などを決めているところでありますけれども、さらに、観光関係からも相談を受けているところであります。

こうした資金も活用しながら支援をしていきたいと考えておりますし、また、地方創生臨時交付金を、先般、三千億円分はもう配分をさせていただきまして、それぞれの自治体が地域の事情に応じて支援ができるという枠組みもございます。

で、こういったものも含めてしっかりと支援をしていければと考えております。

○遠藤(敬)委員 終わりますけれども、大臣、大規模事業者じゃなくて中小零細観光業の方が一番大変な思いをしているところを是非御理解いただいて、御支援の方をお願いしたいと思っております。

以上、終わります。

○高木委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。よろしくお願ひいたします。

大臣、大臣の冒頭の発言、緊急事態宣言期間中の人流が大きく抑えられた、この大臣の御発言が世の中に何となく安心感を広げているのだとしたら、私はそこは慎重に考えなければいけない、そういうふうな思っています。

なぜなら、これまで何回か緊急事態宣言を発令するたびに、町中の滞留人口の減り方については、この減り幅が徐々に徐々に少なくなってきた、この減り幅をしなければいつまでも繰り返すことになりかねない。

これに対して政府には是非対策を具体化したいただきたいんですが、例えば、蔓延防止等重点措置を緊急事態の後には適用するだとか、あるいは、適用しないにしても、国民の皆様が感染防止に向けた国民としての責務を果たせるようなルール作り、これを進めるべきと考えますが、大臣の御見解を伺います。

○西村国務大臣 この大型連休中の人流の分析、更に進めているところでありますけれども、都心部、そして大阪の中心部などは、昼間も夜もかなり人流は減っております。ただ、その周辺部、観光施設など、例えば私の地元の淡路島でも、かなり大阪や神戸からも観光客がたくさん来たようでありますけれども、そういったところを含めて、周辺に少しにじみ出ている部分もございまして、

それから、中心部が減ったからといって、今回、変異株は感染力が強いものですから、これが

減少につながっていくかどうか。特に、この連休中、ちよつと検査件数がばらつきがあるものですが、少なかつたりするものから、ちよつと分析が十分できていないところもあって、まだ分析が十分できていないところもあつて、けれども、しかし、今回の緊急事態宣言で、多くの皆さんに御協力いただいた、都心部はかなり人流が減ったことは事実でございますので、その効果はどういうふうに出ているのか、分析を進めたいと思っております。

その上で、御指摘のように、ずっと緊急事態宣言を永遠に続けるわけにはいけませんので、どこかで解除する。そうすると、当然、様々な活動が活発化して、そうした中で感染がまた起こってくる。です。です。これはゼロにすることはなかなかできないので、要は、感染が起ってきたときに、次にまたそこそこしっかりと感染対策をやるということ。御指摘のように、そのときに、広げないために蔓延防止等重点措置を使うというのは、まさにそのための制度でございますので、機動的にそういう活用をして対応していきたいと考えております。

国民の皆様には、法律の四条で、まさに感染防止、拡大の防止に努めるという責務を明確化したところでありますけれども、先ほどもございまして、たけれども、民主的な先進国家では、更に強い、外出禁止に対して罰金なども設けられており、我が国ではそこまではこの法律では取っていないところでありまして、今後、様々な分析をしながら、本間にどういった対策が必要なのか、このことについては、引き続き、憲法の議論も含めて、将来の課題として私どもも不断的検討を進めていきたいというふうに考えております。

○浅野委員 是非お願いいたします。先ほど大臣もおっしゃっていましたが、今、飲食店に酒類を持ち込む客が増えているのが問題視されています。この対策として、持込みを許可している飲食店に対する休業要請というものを、今、政府は考えているようですが、全て事業者には任せる

というのも、これどもかと思ひます。やはり、持ち込む側のお客側、国民側にも何らかの働きかけを是非御検討いただきたい。

そして、次の質問ですが、今回、地方創生臨時交付金を活用して見回り対策の強化をするという報道もありました。これは、飲食店や繁華街ばかりが注目をされていますが、実は、クラスターの発生場所には学校や職場というものも含まれております。最近の分析では、これらの割合もある程度あります。しっかりとこういったところも見回りを強化するとともに、該当する施設、職場が自主的な点検、対策を強化できるような支援も追加をお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○西村国務大臣 御指摘のように、様々な呼びかけを行つて、多くの皆さんに御協力いただいで、かなり人流は減ってきたところでありますし、飲食店の皆さんにも御協力いただいでいるところでありますが、路上で飲むとか公園で飲むとか、こういったところもあつて、それでクラスターが出ている例もございまして。

そういったことから、マスク会食、あるいは路上飲み、自粛、こういったことの協力を法律の四十五条を使って要請するというのを今回考えておりますが、これは命令、罰則があるわけではございませんので、あくまでも要請でございます。こうしたことに対して将来どう考えていくのか、いわゆる迷惑条例のような条例で対応している都道府県や自治体もあるわけでありまして、将来の課題として検討を進めていきたいと考えております。

その上で、御指摘のように、飲食店の見回りだけでなく、それ以外のところもという御指摘、まさに、地方創生臨時交付金を活用して、そうした飲食店のみならず、様々な態様の見回りの費用も、設備の導入などにも使えることとしておりますので、そういった活用をいただきたいと思ひます。

抗原検査キットを、高齢者施設において、これは症状が表れた人には有効に判断できますので、

早期に陽性者を発見するために使っていること、今回、八百万回程度を今月中旬を目途に確保し、従事者等に応じた形でできるだけ早く施設に配付を進めることとしておりますし、今日、分科会でも議論がありましたけれども、御指摘の大学や職場でもクラスターが多く最近発生しておりますので、そういったところで、ちよつと具合の悪い人、この方々にこうした簡易なキットで判断し、もしその人が陽性ということになれば、その部署、関係者はPCR検査をやるということも含めて、この検査キットの活用も今後検討を深めていきたいというふうに考えているところであります。

○浅野委員 検査キットの活用は是非お願いいたします。

最後に、意見になりますが、今回、蔓延防止等重点措置が適用されなかった茨城、石川、徳島県、それぞれ、努力に努力を重ねてこの状態を何とか維持しています。そこにいる事業者、行政の皆さん、医療従事者の皆さん、疲弊をしている。是非、努力をした者が報われる、そして救われる、こういう制度運用をお願いしたいと思えます。

以上です。終わります。

○高木委員長 これにて発言は終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十八分散会